【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月20日
【会社名】	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
【英訳名】	GMO Payment Gateway, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　相浦 一成
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番６号
【電話番号】	０３－３４６４－２７４０
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 企業価値創造戦略統括本部本部長　村松 竜
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番６号
【電話番号】	０３－３４６４－０１８２
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 企業価値創造戦略統括本部本部長　村松 竜
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成24年12月19日開催の当社第19期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年12月19日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

１）株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
普通株式１株につき金19.50円　総額335,025,210円

２）効力発生日
平成24年12月20日

第２号議案 定款一部変更の件

１）スピリットベンチャー宣言は、GMOインターネットグループが創業の精神として掲げるものであり、当社がGMOインターネットグループの一員としてシナジー効果を発揮するための土壌となる考え方であるため、定款に明記することで、当社社員が共有する基本精神を明らかにする。

２）今後の事業展開を鑑み、事業目的を明確にするため、現行定款第２条（目的）に「電子商取引における決済処理サービスの提供」を追加する。

３）当社の業務執行における適正手続を担保するため、取締役会決議事項の事後承認を原則禁止することを明らかにする。

４）前各項の変更に伴う条数を変更する。

第３号議案 取締役10名選任の件

取締役として、熊谷正寿、相浦一成、村松竜、礒崎覚、木村泰彦、大嶋正、村上知行、久田雄一、小名木正也及び佐藤明夫を選任する。

第４号議案 監査役２名選任の件

監査役として、鈴木章洋及び安田昌史を選任する。

第５号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社が取締役報酬額として合計３億円を上限として拠出した信託から、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬として平成25年９月末で終了する事業年度から平成29年９月末で終了する事業年度までの５年間に在任する当社の取締役に対し、合計20万株を上限として当社株式を支給する制度を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 剰余金処分の件	145,731	164	0	（注）１	可決　99.32
第２号議案 定款一部変更の件	145,731	164	0	（注）２	可決　99.32
第３号議案 取締役10名選任の件				（注）３	
熊谷 正寿	134,846	11,047	0		可決　91.90
相浦 一成	145,026	867	0		可決　98.84
村松 竜	145,065	828	0		可決　98.87
礒崎 覚	145,013	880	0		可決　98.83
木村 泰彦	145,065	828	0		可決　98.87
大嶋 正	145,065	828	0		可決　98.87
村上 知行	145,065	828	0		可決　98.87
久田 雄一	145,021	872	0		可決　98.84
小名木 正也	122,270	23,623	0		可決　83.33
佐藤 明夫	122,272	23,621	0		可決　83.33
第４号議案 監査役２名選任の件				（注）３	
鈴木 章洋	140,634	4,728	0		可決　95.85
安田 昌史	112,167	33,195	0		可決　76.44
第５号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	143,631	1,832	430	（注）１	可決　97.89

（注）１．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。